

【滋賀県】医療機関等における賃上げ・物価上昇対策支援事業に関するQ&A

番号	支援事業	質問	回答
1	【例外的な運用】 診療所 歯科診療 訪問看護ST 薬局	賃上げ支援	令和7年12月から令和8年3月までの一時金の支給が令和8年3月までにできない場合、支給されないのか。
2	診療所 歯科診療 訪問看護ST 薬局	賃上げ支援	令和7年12月から令和8年3月までに賃金改善できない場合、同年4、5月のみ賃金改善することでも対象となるか。
3	診療所 歯科診療 訪問看護ST 薬局	賃上げ支援	賃金改善をしたが令和8年6月以降、維持できない場合はどうなるのか。
4	診療所 歯科診療 訪問看護ST 薬局	賃上げ支援	職員数が少ない場合、給付金はすべて使わないといけぬのか。
5	診療所 歯科診療所 訪問看護ST	賃上げ支援	ベースアップ評価料の届出を令和8年2月にしたが、給付金はもらえないのか。
6	薬局	賃上げ支援	診療所等賃上げ支援事業において、対象となる医療機関等は「薬局は令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する施設」とされている。近畿厚生局へのベースアップ評価料の届出は、いつからできるのか。
7	薬局	賃上げ支援	令和7年4月30日時点で5店舗（1～5店舗区分）を運営していた法人が、令和7年5月1日以降、申請時までに新たに1店舗を開設し、計6店舗（6～19店舗区分）となった場合、所属する同一グループ内の保険薬局の数は、どのように考えればよいか。
8	薬局	賃上げ支援	所属する同一グループ内の薬局の店舗数を教えて欲しい。

令和7年12月から令和8年3月までの一時金の支給を原則同年3月までに支給することとしていますが、やむを得ない場合は以下の支給を行う場合も賃上げ支援事業の対象となる賃金改善に含められることとします。
 ○令和8年4月以降（原則同年6月まで）、令和7年12月から令和8年3月までの最大4か月分の一時金を支給するとともに、令和8年4月から同年5月までのベースアップ、毎月決まって支払われる手当の引き上げまたは当該手当の新設のいずれかにより差額を支給する場合
 ○令和8年4月以降（原則同年6月まで）、令和7年12月から令和8年5月までのベースアップ、毎月決まって支払われる手当の引き上げまたは当該手当の新設により差額を支給する場合

なお、「やむを得ない場合」については各医療機関において個別の事情を踏まえ、適切に判断整理してください。
 例) 賃金が翌月払いの場合、システム改修やデータ入力に間に合わない場合、事務処理が間に合わない場合等。

対象になりません。令和7年12月から令和8年5月までの6か月間賃金改善することが一つの支給条件ですので、令和7年12月から令和8年3月の間は一時金等で賃金改善をする必要があります。

厚生労働省Q&A（第1版）②
 ベースアップ評価料の収入は受診患者数によって変動するものであり本事業の給付金を賃金改善に充てていけば差し支えありません。

職員数の少ない医療機関等では一人当たりの賃金水準の引き上げが高くなり、令和8年6月以降の維持することが難しい場合があります。給付額のうち、令和8年3月までに支払える最大4か月分の一時金にウェイトを寄せ、同年4月、5月の賃金水準の引き上げ額を現実的なものとする方法があります。滋賀県では申請と実績報告を同時に行い、実績報告に基づいた精算払いを行うため、原則、返還は不要です。既に令和8年3月までの一時金を給付している場合で、同年3月までの一時金を増額する場合は、番号1を参考。

ベースアップ評価料の届出のみでは対象になりません。ベースアップ評価料の届出をすることは給付の1つの要件ですが、令和8年2月にベースアップ評価料の届出をした場合でも、令和7年12月から令和8年5月までの6か月間賃金改善をすることが必要になります。

厚生労働省HP「令和8年度診療報酬改定におけるベースアップ評価料等について」を御確認ください。調剤ベースアップ評価料を令和8年6月から算定するには、令和8年5月中旬に届出が必要とされています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html

当該法人の申請における「区分」の考え方は、既存の5店舗については「R7.4.30時点（1～5店舗区分）」を適用し、新設した1店舗のみ「申請時点（6～19店舗区分）」の単価を適用します。

県ではお答えすることはできません。
 各保険薬局が毎年8月1日時点の状況として地方厚生（支）局長へ届出の基準の適合性を確認し、その結果について報告を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書（別紙様式3）または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している、令和7年4月30日時点の数となります。
 なお、同一グループの保険薬局とは、次のいずれかに該当する保険薬局となります。
 ① 保険薬局の事業者の最終親会社等
 ② 保険薬局の事業者の最終親会社等の子会社等
 ③ 保険薬局の事業者の最終親会社等の関連会社等
 ④ ①から③までに掲げる者と保険薬局の運営に関するフランチャイズ契約を締結している者
 （特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（通知）（令和6年3月5日保医発0305第6号）より）